

## 第10期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 平成30年9月4日(火)10時～12時
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、  
田中(敏)委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、  
河原委員、阿子島委員、関委員、福沢委員、田中(ひ)委員、宮崎委員、  
島田委員、きみがき委員、池尻委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、交通企画課長、高齢者支援課長、  
光が丘図書館長、子育て支援課長、教育総務課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料  
資料1 交通施設に関する業務に係る個人情報の外部提供について (交通企画課)  
資料2 高齢者支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について (高齢者支援課)  
資料3 図書館資料の館内および館外利用等に関する業務に係る電子  
計算組織の結合について (光が丘図書館)  
資料4 学校徴収金に関する業務に係る電子計算組織の結合について (教育総務課)  
参 考 練馬区共通基盤について
- 6 会議の概要  
諮問事項  
【諮問第1号】  
交通施設に関する業務に係る個人情報の外部提供について (交通企画課)  
【諮問第2号】  
高齢者支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について (高齢者支援課)  
【諮問第3号】  
図書館資料の館内および館外利用等に関する業務に係る  
電子計算組織の結合について (光が丘図書館)  
【諮問第4号】  
学校徴収金に関する業務に係る電子計算組織の結合について (教育総務課)
- 7 発言内容 (以下敬称略)  
(会 長) 定刻になりましたので、ただ今から第10期第2回練馬区情報公開  
および個人情報保護運営審議会を開催いたします。  
まず、新しく委員になられた方がおりますので、事務局からご紹介  
をお願いします。  
(情報公開課長) ——— 委員の紹介 ———  
(会 長) それでは、本日の議事に入ります。本日の議題は、外部提供に係  
る諮問が1件、電算結合に係る諮問が3件の合計4件です。それで

は、諮問第1号について説明をお願いします。なお、説明の際は、着席したままで結構です。

(情報公開課長) ——— 資料1の訂正 ———

(交通企画課長) ——— 交通施設に関する業務に係る個人情報の  
外部提供について 資料1に基づき説明 ———

(会 長) 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問がある方は、お願いします。

(委 員) 　　資料2ページについて質問します。1点目は、資料2ページの外部提供に関する審議会事前一括承認基準に加える類型を見ると、「国または地方公共団体等」と記載がありますが、「等」となっているので、これら以外のものが統計法に基づく調査を行う場合は、その都度審議会にかけるという理解で良いですか。また、今回は統計法に基づく調査ということですが、パーソントリップ調査は10年に1回の間隔で調査を行っています。10年前であれば審議会は設置されていたので、平成20年の段階にこの議論は無かったのでしょうか。何故今回初めて出てくるのかを説明して下さい。2点目は、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の表について、左側の類型の記載欄に、業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白である、というケースになっていますが、本人が他の方法により知り得るという意味がいまひとつよく分かりません。パーソントリップ調査を行うということは当然本人に通知が行くと思いますが、住民基本台帳の情報が調査のために提供されるということについて他の方法で本人が知り得るかどうかというのが、ここでのポイントかと思います。この記載ですとよく分からないので説明をお願いします。

(情報公開課長) 　　1点目については、類型にあてはまらない事案については、その都度審議会に諮るものと考えています。また、前回の調査時には、調査の受託事業者が住民基本台帳を閲覧し、必要な情報を転記して取得したと聞いています。よって、外部提供について、審議会で諮問は行っておりません。2点目の本人あて通知の省略については、調査主体が調査対象の情報をどのように知ったかということについて、このパーソントリップ調査をする際に、調査主体から本人に対して練馬区から提供を受けた旨を記載して通知を行う予定です。これにより、本人が練馬区から通知を行わなくても知り得ることができるため、本人への通知を省略するものです。

(委 員)                    今の説明について、2点再度教えて下さい。1点目ですが、前は調査会社が住民基本台帳を閲覧したということですが、そうすると約2万人分の個人情報を閲覧して取得したということであれば、相当の経費が掛かったものだと思います。そういう理解で良いですね。2点目ですが、今の説明では、他の方法というのは、調査票を送る際に、その中に練馬区が調査主体に情報を提供しましたという趣旨を記載し調査対象に送付するという理解で良いですか。

(情報公開課長)            どのような文面で通知をするかということは、今後東京都と検討していくことになっていきますが、調査票の送付に当たり、練馬区から住民基本台帳の情報の提供を受けているという趣旨を本人に知らせることとなっています。

(委 員)                    分かりました。

(会 長)                    他にご意見、ご質問がある方は、お願いします。

(委 員)                    今回の諮問は、個人情報の外部提供についての個別の諮問ではなく、審議会事前一括承認基準の改正についての諮問ということですね。まず、先ほどの資料の訂正について、もう一度どのように訂正するのか教えて下さい。

(情報公開課長)            (再度説明)

(委 員)                    資料2ページにある「地方公共団体等」の「等」は具体的に何を想定しているのか教えて下さい。

(情報公開課長)            国保連や特別区長会など公共性の高い団体を想定しています。

(委 員)                    事前一括承認基準に加えられるということは、審議会に諮問を行わなくても承認されるということで整理されるので、こういう曖昧な書き方になるのはどうかと考えます。国保連は、確かに公共性の高い団体であるので分かりますが、例えば、大学の調査あるいは一般のリサーチセンターの調査などは入ってくるのでしょうか。

(情報公開課長)            先ほどご説明させていただいたとおり、公共性の高い団体を想定しているので、大学や一般のリサーチセンターによる調査は想定していません。

(委 員)                    研究機関の調査については、外部提供の際の議論としても大きな

問題になりえるもので、「等」について明確な定義がない状態で一括承認基準に加えるのは、私は反対です。個別に審議会に諮れば良いわけですから、事前一括承認基準に加えるのであれば、「国または地方公共団体」と記載した方がよいものと考えます。

(委員) 2点質問します。1点目は、資料5ページに「ただし、練馬区が返却を要望する場合はこの限りではない」となっていますが、どのような場合に返却を要望しますか。

(交通企画課長) 基本的には、完全に消去してもらおうこととなっています。そのため、事例としてはあまり想定していません。

(委員) 練馬区として、基本的には返却を求めないということで良いですか。

(交通企画課長) そのとおりです。

(委員) 2点目は、パーソントリップ調査資料9ページに調査票の例が掲載されていますが、記載項目を見るとかなり細かい内容となっています。調査票の質問事項には全て回答しなければならないのでしょうか。

(交通企画課長) 基本的にはご協力いただける範囲で回答していただくこととなります。

(会長) 先ほどの議論は、統計法の解釈の問題ということで良いでしょうか。この調査に協力するかどうかという問題は、統計法の中でそうした義務は書かれていないと思いますので、可能な範囲で回答してもらいたいということで良いのでしょうか。

(交通企画課長) そのとおりです。調査内容については、できる範囲で回答をお願いするという事です。

(会長) 他に何かご意見、ご質問はありますか。

(委員) 資料1ページの提供媒体について質問をさせていただきますが、オリジナルのCD-Rを1枚作成し、提供するという事で良いですか。その場合、例えばコピーガードなど、CD-Rという媒体自体のセキュリティはどうなっていますか。また、最終的にそのCD-Rはどのような扱いになるのか教えて下さい。

(交通企画課長) CD-Rについては、データにパスワードをかけた状態で作成し、それを手渡しで東京都の職員に渡します。パスワードは、メールで別に連絡します。また、使用後のCD-Rは、廃棄を行います。

(会 長) 廃棄を行ったかどうかは、どのように確認するのでしょうか。

(交通企画課長) 東京都から廃棄証明書を受けとることになっています。

(委 員) 今の議論に関係するところですが、CD-Rでデータを渡したとしても、内包されたデータがパソコンに移されること、USB等にも移されることがあると考えます。移されたデータに係るセキュリティについて、区ではどのように関与していくのでしょうか。データを提供する側として、提供したデータの管理をどう行うのでしょうか。もう1点は、今後このような調査において、審議会一括承認基準に基づきデータの提供を行うこととなりますが、その際に各自治体や利用する外部業者によってセキュリティ基準が異なるため、それぞれの自治体ごとにセキュリティ面のチェックが必要になると考えます。そうすると均一で判断できないので、審議会の一括承認基準としては不適當なのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

(交通企画課長) 資料5ページに提供したデータについての取扱いルールがありますが、データにはパスワードをかけること、使用するパソコンはネットワークに接続しないこととなっており、それによってセキュリティを担保しています。

(情報公開課長) 付け加えて、東京都と受託事業者との間で個人情報の取扱いについて規定をし、また委託事業者については取扱要領を定め、都の承認を受けて作業を実施するなど、適切に個人情報の管理を行うことになっています。また、提供したデータが外部に流失した場合も、東京都の条例の罰則により対処することになります。つぎに、2点目の事前一括承認基準の適用により外部提供した場合のことでありますが、今回と同等の対応を取る必要があると考えています。また、事前一括承認基準を適用する場合は、情報公開課と協議をすることになっているので、その際に同等の対応を取っているのか確認を行い対応していきたいと考えています。

(委 員) ありがとうございます。追加で質問をさせていただきます。資料5ページに提供したデータの取扱いについて記載があり、「住民基本台帳の情報は、保管する媒体を問わず、特定の者しか取り扱わない

施錠のできる場所に保管し、鍵の保有者は台帳等を用いて明らかにする」、「住民基本台帳の情報を取扱う電子機器は、パスワードを設定し、ネットワークに接続しない（スタンドアローン）ものとする」となっています。数年前の某教育関係の事業者での大規模流失事例では、鍵の保有者が個人の端末を使用してデータを取得したということでした。そうすると、ここに記載されている内容である、鍵の施錠とスタンドアローンだけでは、対応できないかと考えますが、その場合はどのような対策を取っているのか教えてください。

(情報公開課長)

今回は委託事業者が個人情報を取り扱うことになりますが、東京都が委託事業者との仕様書の中で個人情報の取扱いについては定めており、その中で個人情報の漏えい防止について適切な措置を取ることを規定し、合わせてプライバシーマークまたはISO27001の取得を証明できる書類を東京都に提出すること、それから承諾、協議を行うことと規定をしているところです。これらの規定に基づき東京都で適切な管理を行っていくこととなります。

(会 長)

資料5ページに、この調査の受託者は、個人情報に関する事務処理要領を定めることになっていますが、この内容を練馬区は把握できることになっていませんか。または、東京都を信頼してお任せということになるのでしょうか。

(交通企画課長)

基本的には東京都での管理になりますが、区として確認する必要がある場合は東京都に申し入れができるものと考えています。

(会 長)

要領の内容について、確認ができるようであれば、していただいたほうがよいと考えます。もう1つは、東京都がやることなので、書類は完璧だと思いますが、書類が完璧だからといって、個人情報の管理が完璧だというのは、話が別だと考えます。何千ページという情報処理のマニュアルをもつ大企業が不祥事を起こしているので、結局それを現実の人間が守っていけるかどうかだと思います。先ほど情報公開課長からご説明がありましたが、やはり確認できる範囲でも良いので、やっておく必要があると思います。情報の交換によって、個人情報の管理が徹底するという側面もあります。練馬区の要望をしっかりと伝えていくことで情報管理が徹底されることもあるので、しっかりと伝えていくことがよいと考えます。

(情報公開課長)

ただ今会長からいただいたご意見を踏まえて、東京都に申し入れを行い、そのような形でさせていただきたいと考えます。

(委 員) 1つ伺いたいのですが、練馬区民2万人というこれだけ多くの個人情報提供されるということで、2年前からこの調査について検討が行われてきたということですが、こうした調査を行ったうえで、これまでの調査の成果をどのように踏まえて今回の調査を実施するのでしょうか。また、昨年度は事前調査が実施されていますが、この事前調査がどのようなものだったのかを教えてください。

(交通企画課長) 昨年度の事前調査については、調査の際の情報の取扱いなどについて各自治体に問い合わせがあり、どのように調査を実施していくかということを確認したものです。パーソントリップ調査の調査内容ということではなく、準備の段階での各自治体への通知やこの調査の説明を各自治体に行ったものです。

(委 員) 成果についても説明をお願いいたします。

(委 員) 成果については、私からご説明します。いつの調査かは正確に覚えていませんが、この調査結果を利用したことがあります。都市交通だけではなく、住宅政策などを考える際にも非常に重要な資料となります。それから、先ほど委員の方からご質問がありましたが、書きたくないことは書かなくて良いというようなお話がありましたが、実際にそういう方が大量に出てくると、これは非常に困ります。ですから、私をはじめこのデータを利用する立場の者からすると非常に詳細にきちんと回答をしていただくことが望ましいと、むしろ言いたいところです。パーソントリップ調査だけではなく、交通に関する調査にはいろいろなものがありますが、この調査が一番詳細なものだろとう思います。

(交通企画課長) 調査の成果ということですが、この調査は10年おきに実施しており、詳細なデータが出てきます。その中で、例えば、道路整備に当たっての検討材料、また先ほどお話がありました住宅政策、また災害時の帰宅困難者対策等さまざまな部分でこの調査の結果が活用されています。この調査自体は、過年度の調査結果等を考慮し、次回の調査に生かしていくものとなっています。そういう意味では、前回の調査をどのように使用したかということを確認したうえで、今回の調査の内容となっています。

(委 員) 大変大事な調査だということは理解しましたが、この調査の対象となる2万人を選ぶ際には、何か基準があるのか教えてください。

(交通企画課長) 調査対象者の選別については、住民基本台帳のデータから一定間

隔で世帯主のデータを抽出します。ただし抽出にあたっては、DVやストーカーの援護対象者を事前に除きます。抽出自体は無作為に行うものです。

(会 長) できるだけ情報が偏らないように抽出するという観点から、無作為に抽出するということですね。

(委 員) 資料1ページに、調査結果は、交通施策の他に、災害対策、帰宅困難者対策、商業・観光施策などに活用されているとの記載がありますが、これは匿名化したデータを活用しているのであって、活用しているデータから個人は特定できないということで良いですね。そして、この対象となる2万人について、こういう調査を行いますよというのは、どのように周知されるのですか。

(交通企画課長) パーソントリップ調査の実施については、東京都の広報誌やホームページに掲載しているところです。また、東京都へのデータ提供後、区のホームページにも掲載を行う予定です。

(会 長) 結局、こういう調査は、情報がたくさん集まらないと、ある意味効率的な行政サービスにはつながらない。また、たくさん数が集まれば集まるほど、情報漏えいのリスクも高まり、情報を提供する側も心配になってくる。情報管理が徹底していれば、個人情報を提供しようとする区民が思ってくれば良い循環が働くと思います。逆に何か漏えい事件が起こると当然提供する側は躊躇することになるので、やはり情報管理ということは大事だと考えます。そこがしっかりしていれば、区民の方からも協力する姿勢が生まれてくると思うので、そこが曖昧だと提供するという気持ちにはならない方も出てくる場所だと思います。先ほどの委員のお話のとおり、いろいろな情報を集めて、行政サービスに活かしていくという観点を考えると、セキュリティの確立というのは重要なことだと考えます。できるだけその辺りのことを徹底してやっていただければと考えます。

さて、諮問第1号については、議論が尽きたように思いますが、この議案については承認ということでもよろしいでしょうか。反対意見の方は遠慮なくご発言下さい。

(各委員) (異議なし)

(会 長) 一括承認基準の「地方公共団体等」の「等」について、削ったほうが良いのではないかという意見がございましたが、現状が良いという方と、削ったほうが良いという方がいましたので、ご意見を伺

いたいと思います。現状のままで良いという方は挙手をお願いいたします。

(各委員) ——— 挙手する (委員少数) ———

(会 長) 続いて「等」を削った方が良いと考えられる方は挙手をお願いいたします。

(各委員) ——— 挙手する (委員多数) ———

(委 員) ご意見を伺ってびっくりしたというのが正直なところですが、この部分の文言から「等」を削った場合にどういう影響があるかということを考えていただきたかったので、そのことを含めて会長に申し上げたのですが、結果は出ましたので何も申し上げません。今後このような問題が出てきたときには慎重に判断すべきだと考えます。補足ですが、統計法第19条第1項に基づく調査ということですが、統計法のその条文を読んでいただけますか。

(情報公開課長) 統計法第19条については、「行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない」という規定です。それから地方公共団体が行う統計調査についての規定が別があり、第24条では「地方公共団体の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより、総務大臣に届け出なければならない。」と規定されています。

(会 長) 国の調査に協力する場合の個人情報の提供について、個人情報保護法の規定はどうなっていますか。

(情報公開課長) 個人情報保護法では、第23条において「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」と規定されています。

(会 長) 法律では、公益性の高いものに限定していて、何でもよいということではないということですね。分かりました。

(会 長) それでは議事を続けます。ここからは、電算結合に関する諮問が3件続きますが、これらの案件について「練馬区共通基盤」という

クラウドに関係する事案となります。この「練馬区共通基盤」について、どういうものなのか、まず事務局から説明を行ってもらい、それから2号議案から4号議案の審議を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(情報公開課長)

—— 練馬区共通基盤について

参考資料に基づき説明 ——

(会 長)

諮問案件の審議に入る前に、ただ今の練馬区共通基盤の説明について、何かご意見、ご質問はありますか。

(委 員)

ここの部分は、今時代の流れでクラウドに練馬区の情報を乗せるということだと理解しましたが、その時に一番重要になってくるのは、クラウド上のセキュリティです。まずデータがどこに保持されているのか、バックアップも含めて国内にデータは留まるのでしょうか。次に、クラウド上のセキュリティとして、クラウドのアクセス権限の管理を委託事業者である日本電子計算株式会社にもどのように委託しているのでしょうか。最後に、委託事業者について、契約上、練馬区が監査権限を持っているのかどうか、これらの点について教えて下さい。

(情報政策課長)

3点ご質問をいただきました。まず、データセンターの設置場所については、日本国内に置くという制約を受託事業者にも課していません。これは共通基盤に限らず、他のシステムの委託の際にも同様になります。つぎに、それぞれのシステムのアクセス権限については、そのシステムを使用する職員の特定の端末からしか接続できないようにしています。また、監査権限については、区で有しています。日本電子計算株式会社のデータセンターへの監査は行っていませんが、別の会社のデータセンターでは実施したところもあります。

(委 員)

平成25年に委託を開始して、約5年間一度も監査をしていないということのようですが、その間に監査に代わるもの、例えばSOC2レポートを取得して品質を確認するなど、そのような行為はしていますか。

(情報政策課長)

システム等の委託に関わらず、委託契約においては、モニタリング調査やセキュリティについてのチェックシートなど、受託事業者にも資料を提出してもらい、確認を行っています。昨年度からデータセンター監査を実施しており、今後、練馬区共通基盤の管理を受託している日本電子計算株式会社にも順次監査を行っていくことを

考えています。

(会 長) 他に何かご質問はありますか。それでは、諮問案件の審議に移ります。諮問第2号について、説明をお願いします。

(高齢者支援課長) ——— 高齢者支援に関する業務に係る電子計算組織の  
結合について 資料2に基づき説明———

(会 長) ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありますか。

(委 員) 今の説明で地域包括支援センターの重要性や役割がよく分かりました。それで、地域包括支援センターでは、医療関係機関や委託業者などいろいろな機関と連携していると思いますが、個人情報保護のためにどのような措置を取っているのか教えてください。

(高齢者支援課長) 各センターにおける個人情報の管理状況についてですが、委員のお話のとおり地域包括支援センターでは一人ひとりの疾病や虐待などセンシティブな情報を扱っているため、練馬区として常に個人情報の取扱いについては、注意徹底しているところです。具体的には、操作可能な職員はセンターの職員に限定し、操作をする職員一人ひとりにIDとパスワードを付与して、システムの起動の際にパスワードを要求しています。また操作履歴などを保存し、後日確認できるようにするなどの措置を取っています。また、受託事業者の職員も含め、センターの職員一人ひとりについて、定期的に個人情報保護に関する研修を行っています。結果として、センター職員の個人情報保護に関する意識は高いものと考えています。

(委 員) 区内には街かどケアカフェや地域包括支援センターなどがありますが、そこを利用する際は登録が必要ですか。他にもはつらつセンターなど健康な高齢生活に役立つ支援がありますが、それらのセンター間で利用者のデータ等が共有されることはあるのでしょうか。

(高齢者支援課長) 練馬区には約15万8千人の高齢者の方がいますが、一人でも多くの方が住み慣れた地域で長く暮らせるように、区としても介護予防事業に力を入れているところです。街かどケアカフェのうち、区立施設の中にある「こぶし」・「けやき」・「つつじ」の3か所は、地域包括支援センターが併設されており、運営も地域包括支援センターの職員が実施しているため、相談内容によっては必要に応じてシステムの中で記録を残しています。また、はつらつセンターなどの他の介護施設などとはシステム上の連携はありません。支援に当たっ

て、必要に応じて関係者で会議を行い、その中で本人の了解を得ながら情報を共有し、地域で支えていくということになります。

(会 長) 他に何かご質問はありますか。それでは、この諮問第2号については、承認ということによろしいですか。

(各委員) (異議なし)

(会 長) それでは、つぎの諮問に移ります。諮問第3号について説明をお願いします。

(光が丘図書館長) ——— 図書館資料の館内および館外利用等に関する業務に係る  
電子計算組織の結合について 資料3に基づき説明———

(会 長) 諮問第3号について、何かご意見、ご質問はありますか。

(委 員) 資料3ページにシステムの接続先として、学校開放図書館は現行は4か所だが、今後は3か所となっています。今後は、この学校開放図書館を減らしていくということですか。

(子育て支援課長) 学校開放図書館事業は、現在42校で実施しています。この中でこの図書館システムを使用している学校は、4校となります。現在、区立図書館では、図書の受取窓口を地域に増やしていこうとしています。その中で、学校開放図書館において区立図書館の図書を地域の方に貸し出しを行う必要性が低くなっているところです。近隣地域において受取窓口が増えたということで、現行の4校から1校を除くことになりました。

(委 員) 資料2ページの6(3)について、利用者からの接続と区からの接続とを分けてアクセスできる範囲を制限する、とありますが、ということなのかももう少し詳しく説明して下さい。

(光が丘図書館長) 資料3ページにシステム構成図があります。構成図の右側に記載されている専用網は、区立図書館・受取窓口が使用し、こちらは正に図書館業務として使用するものなので、専用網を使用し、他の回線からアクセスできない仕様となっています。一方で、利用者については、家庭のパソコンあるいはスマートフォン等からインターネットを通してこのシステムに接続し、区立図書館の資料の検索や予約ができるようになっています。職員が業務で使用する部分と利用者が利用する部分で回線を分け、業務で使用する部分については、

セキュリティを強化しているものです。

(委 員) 確認ですが、現行は京セラデータセンターで行っていることを、今後は新しいデータセンターで行いますというだけの話で、利用者としては、変わりはないということで良いですか。

(光が丘図書館長) そのとおりです。利用者としては変わりません。

(会 長) 質問ですが、システム構成図を見ると、現行と今後では、システムへの接続回線に係るファイアウォールの数に違いがありますが、この部分はセキュリティが向上していると考えて良いですか。

(情報政策課長) 共通基盤に設置するシステムについては、専用網からの接続であっても、万が一に備えてファイアウォールを設置しています。ですから、この部分については、セキュリティは強化されていることになります。

(会 長) 基本的な質問になってしまいますが、一般的に、あるシステムを共通基盤に移すことは、機器の一元管理によって得られる経済的な利益だけでなく、セキュリティにおいても強化されていると考えても良いですか。

(情報政策課長) システムによりそれぞれですが、先ほどの地域包括システムについては、ランニングコストは安くなりますが、今回のシステム構築にあたり、端末の設置数が増えるため、その分相殺されます。この図書館システムについては、もともと別のデータセンターに設置されていたので、共通基盤に移行しても、経費的にはあまり変わりません。ただし、長い期間で判断すると、運用経費は下がってくるものと考えています。この新しい図書館システムについては、全体として10%程度の経費の削減を見込んでいます。

(会 長) 分かりました。他にご意見、ご質問はありますか。

(委 員) 2点質問をしたいと思います。まず、資料1ページの「5 送受信する項目」の中に、貸出資料名と予約資料名という記載がありますが、これは現在一定期間が経過すると削除されるようなシステムになっていると思いますが、どのような取扱いになっているか教えて下さい。2点目は、システムの話ではありませんが、私は、図書館をよく利用してまして、地元の図書館である法律関係の雑誌を長い間購読していました。ところが、去年の3月でそれが取りやめ

になってしまいました。その代替りかもしれませんが、別の法律雑誌が去年の9月から購入されましたが、それも今年の5月でやめてしまったようです。理由はよく分かりませんが、予算の削減か何かで利用実績の少ないものは削ったのかもしれませんが、そのような場合には、利用状況のようなデータがあり、一定の基準でこういう雑誌の購入はやめましょう、その代わりにこういうものを購入しましょうなど、決まった手続きがあれば教えて下さい。また、より重要なこととして、購読を止めた場合、こういう理由で購読をやめたということを利用者に周知する仕組みがあってもいいのではないかと思います。この場合、図書館で個別に利用者協議会みたいなものがある、その中で別途手続きなどがあるのか、または、区全体として図書館の雑誌の購入方針があり、別の周知の方法などがあるのか、この機会に是非教えていただきたいと思います。

(光が丘図書館長)

1点目について予約資料名は、貸し出しが行われるまでデータとして残ります。そして、貸出資料名については、返却がされるまでデータとして保持しています。従って、返却されると、何を借りていたのかという情報が、システムから削除されます。つぎに、雑誌の件については、今般全体の傾向として、廃刊や休刊となるものが多くなっており、図書館の課題となっています。法律雑誌のバックナンバーについては、特定の図書館において、開架ではなく閉架で保存しています。お申し出いただければお貸しすることができますので、図書館で申し出て下さい。それから、どこの図書館にどの法律雑誌を保管するのかについての利用者への周知ですが、問い合わせがあれば、丁寧に説明して対応したいと考えています。周知方法などの詳細については、今後検討していきたいと考えています。

(会 長)

1点確認させていただきますが、貸出履歴の削除については、誰が借りたかというような個人情報の部分は削除されるが、本が貸し出されたという統計的な情報は残されると考えて良いですか。

(光が丘図書館長)

そのとおりです。統計情報では残りますが、利用者番号に結びついた利用者名、貸出資料名は、返却されると削除されます。

(会 長)

個人と結びついた貸出情報は、個人情報保護に関する適用対象となりますが、統計資料的な貸出情報は、個人情報ではなくなるため、適用の対象には該当しなくなります。他に何かご質問、ご意見はありますか。無いようですので、それではこの諮問第3号については、承認ということによろしいですか。

(各委員) (異議なし)

(会 長) 続いて、最後の諮問案件となる諮問第4号について、説明をお願いします。

(教育総務課長) ——— 学校徴収金に関する業務に係る電子計算組織の結合  
について 資料4に基づき説明———

(会 長) ただ今の説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委 員) 説明の中で、教育委員会は、個人の口座情報は見ることはできないようにするということですが、個人の口座情報とは具体的にはどのようなものですか。

(教育総務課長) 個人の口座の口座名義人、口座番号、入出金情報などです。

(委 員) 個人の入出金が分からないということは、予定のない出金や多額の出金など、出金だけを確認するということですか。

(教育総務課長) 教育委員会が見るのは事故防止のために、情報を共有するということです。したがって、出金の情報を見るということです。

(委 員) 基本的なことですが、学校徴収金というのは、いわゆる私会計で処理をされています。このシステムもその前提は変わらず導入するものだと思いますが、そもそもの話として、私会計の中で取得された個人情報、区の条例上における管理個人情報に該当するのでしょうか。

(情報公開課長) 区で保有している個人情報に当たりますので、区の管理する個人情報になります。

(委 員) 私会計で管理されている個人情報が、区の管理する個人情報に該当するという解釈は、大丈夫でしょうか。合わせて、もしそうだとすると、管理個人情報としての業務の登録およびファイルの登録はされているのでしょうか。

(情報公開課長) 個人情報ファイル等の登録は、既に行われています。

(委 員) 分かりました。私会計ということで、準公金という言い方をしていますが、公金扱いにはならないため、なかなか管理が難しいとずっと議論があったように思います。私会計上のやりとりの中で取得

された個人情報管理が管理個人情報に該当するというのは、私会計の性質や条例の解釈上ストンと落ちないところがありますが、個人情報としてはファイルの登録、業務の登録は既に済んでいて審議会への報告は既に行っているということで良いですか。それから、いつの審議会で報告があったのか教えてください。

(情報公開課長)

業務登録等につきましては、1つ1つの業務を登録するという形ではなく、関連する業務と合わせて登録を行っています。登録をいつ行ったかは、申し訳ありませんが、本日資料を持ち合わせていませんので、把握していません。

(委員)

私会計でのお金のやり取りというのは、そこでかなり大きな個人情報が動いており、取扱いがあるということです。その情報を直接管理しているのは各学校でして、各学校のセキュリティとか個人情報の取扱い方についても、いろいろな議論があったところです。事故もありました。それが区の条例の対象内であったということ、私は今初めて知りましたが、学校現場での個人情報の取扱いという意味では、かなり大きな意味があると思います。今回は、私会計で取り扱われているものは全て、この徴収金システムに移るということで良いですか。例えば、修学旅行の積立金なども移るということで良いですか。

(教育総務課長)

例えば給食費など教材費以外の費用も、このシステムで管理します。基本的に現金で扱うものは極力なくすという方針で行っているため、委員からご発言のあった修学旅行の積立金についても、このシステムの中で取り扱っていきます。

(委員)

例えば、修学旅行のお金の流れというのは、私会計の中でも独特の流れをしており、旅行業者との関わりなどいろいろなことも出てきます。私は、管理個人情報にしていくということは、事務として公の事務にしていくこととセットだと思いますので、業務の登録もしているのであれば、私会計の公会計化という方向でのシステム導入なのかと思っています。公会計として整理をするということについては、どのような議論をしているのか、教えてください。

(教育総務課長)

給食費については、公会計化という議論はされています。しかし、それについては、現在のところ文部科学省から正式な通知は出ていません。それから、教材費についてですが、教材費を公会計化する議論はありません。よって、仮に給食費が公会計になったとしても、教材費は私会計のままとなりますが、こういったシステムで管

理していかなければ、安全性、効率性は保てないと考えています。

(委員)

基本的なことをお尋ねしますが、委員からご発言のあったように、学校で取り扱っているいろいろなお金について、公会計化ということが近年議論されており、自治体によっては全て公会計化されているところもあるように聞いています。自治体によって、あるいは学校によっていろいろな実情に違いがあるということで、一口に私会計であるとか公会計であるとか言っても、言葉が非常に多義的で分かりにくいと思います。学校現場からすると、急に一律にはできないということであろうと思いますが、しかし過去に事故があったことや、職員の負担の軽減などもあって、方向性としては、公会計化に徐々に進んでいくものと思っています。そういう展望の中で、今回どういう点について、コンセンサスが成立して、今回の学校徴収金システムを導入することになったのか、今後はこういう課題を解決するか、どのような将来展望で進んでいくのでしょうか。今回のシステム導入の意義、位置づけ、この辺りがよく分からないので教えて下さい。委員からご発言があったように、今の学校の現場には、給食費や教材費、PTAの会費や修学旅行の積立金、その他にもいろいろな徴収金があると思いますが、それをどういった基準で今回のシステムに移していくのか、あるいは移行しないのかということなど、多分相当な議論が議会も含めてあったかと思いますが、その辺りを整理して説明して下さい。

(教育総務課長)

もともとこのシステムを導入するきっかけは、恥ずかしい話ではありますが、学校現場において非常勤職員が現金を着服したという事件となります。同様の案件が過去にも発生していたこともあり、これをどうにか防止しなくてはならないということで、当然学校での金銭管理の徹底やマニュアルの整備はしますが、それだけでは無くならないという現状がありました。そこで、システムを導入することで抜本的な対策をとることはできないかということで検討してきました。着服の際の手口ですが、例えば給食費を支払うために職員が郵便局に行って口座からお金を引き出す際に、出金伝票に50万円でもいいところ70万円と記入し、実際の支払額よりも多くのお金を引き出します。そうして業者には50万円を支払い、残りの20万円を着服するというような行為がありました。そこで、出来るだけ現金に触れさせないシステムにしようと考え、システムの開発をする中で、給食費だけでなく、教材費もやっ払いこうとなりました。また、昨今、教職員の働き方改革というものが、非常にクローズアップされており、学校での集金の管理に要する時間が教職員にとっての負担になるということから、働き方改革の面からもこの徴収金シ

システムは非常に注目を浴びているところです。東京都においても働き方改革を進めていくにあたって、いろいろな補助金を用意しています。その中で、練馬区の徴収金システムについても、このシステムは大変良いということで、東京都は練馬区のこの徴収金システムをモデルにして補助金を創設したところです。そういったことで、現在では事故防止に加えて働き方改革にも効果があるということで、この学校徴収金システムの導入を進めています。

今の議論の中で、給食費の公会計という話がありましたが、給食費は公会計にできても、教材費は購入した物が最終的に自分の物になるため公会計になじまないと考えています。それから、給食費を公会計にすることになると、現在は各学校で地域の八百屋などから食材を仕入れて地域に根差した給食を提供していますが、公会計にしますと、例えばキャベツであれば、区で一括して大量購入し、それを各校に配送するということになります。そうしますと、今まで築き上げてきた給食の提供の仕方ができなくなってしまうというデメリットがあります。また過去には、練馬区にも給食センターがありましたが、ここでは、調理師や栄養士のほかに、所長と副所長、それから1・2名の事務職員がいました。公会計として扱っていたので、給食費特別会計として管理していましたが、そうなるとその会計を管理する担当者が必要になりますし、食材を購入する職員も練馬区で配置しなければなりません。そうすると人員も増強する必要があるので、コストがかかります。そういったことから、直ぐに公会計化することは難しいと考えているところです。

横浜市では、最近給食費を公会計にしましたが、収納率が落ちました。理由としては、支払わない保護者と学校との関係が目に見えるものではなくなったため、市だから払わなくてもどうにかなるだろうというようなことで、支払わない人が増えたと聞いています。そうしたデメリットもありますので、直ちに公会計化するということは考えていません。

(会 長) 他に何かご質問はありませんか。

(委 員) 資料4ページを見ると、このシステムのデータセンターの場所が京都にあるので、これは練馬区だけではなく、全国的な取組であろうと考えていました。全国的に公会計化の方向に進みつつある、その一環として、今回の提案になったものかと考えたのですが、どうもそうではないということですね。結局はそれぞれの自治体で、さらに言えば各学校で行うということですね。分かりました。

(会 長) 他に何かご質問のある方はいますか。

(委 員) 私はこのシステムについては、賛成です。今話があったように、資料4ページのシステム構成図の左部分に京都高度技術研究所データセンターがありますが、先ほどの図書館の議論では、京セラのデータセンターにあったものを練馬区共通基盤に移しましたが、教育委員会の場合は、区の共通基盤に移行することはできなかったのかどうか、その辺りについて教えてください。

(教育総務課長) 今回は、この京都高度技術研究所が、データセンターに独自のサーバを既に有しているということで、練馬区共通基盤の中にシステムを構築するより、経費的な面で安く対応できるということで、このような形をとっています。

(会 長) 私から補足的に教えていただきたいのですが、図書館のシステムや地域包括支援センターのシステムについては、資料の図を見ていただきたいのですが、従来のシステムが練馬区共通基盤のシステムの中に入れ込む形で構成されています。学校徴収金システムだけは練馬区共通基盤の中ではなく、それ以外の場所に設置されています。何故ですかと審議会の前にも聞きましたが、技術的な問題ではなく、経費的なものだということでしたので、分かりやすく両方を比較しながら、もう一度説明をお願いいたします。

(情報政策課長) 再構築または新規導入の際には基本的には練馬区共通基盤内にシステムを設置しています。しかしながら、技術の進歩もあり、各事業者が所有しているクラウドについても、セキュリティを含めてかなりしっかりしていて、進歩してきているところであります。今回のシステムの調達にあたって、5社ほどでプロポーザルを行い、その中で各社が持っている自前のノウハウを活かしてどのようなシステムを構築できるのか、その経費はどの程度のものなのか、比較検討しました。その中で、この京都高度技術研究所のシステムが一番良いということになりました。区の共通基盤内で構築できればそうするところでもありますが、共通基盤内に限定している訳ではなく、また各事業者が保有しているデータセンターの使用を禁止している訳でもなく、一番良いと考えられるシステムを選定しているところです。例えば、公共施設予約システムという区のシステムがありますが、これも区の共通基盤ではなく、民間事業者のクラウドを利用しています。この他にも様々な形態がありますが、今後もこのような形が増えてくるものと考えられます。状況を見ながら、また審議会での意見を踏まえながら検討していくこととなります。

(委 員) 資料4ページで今度から口座振替で徴収するという事になった

場合、口座振替が不能になる案件が一定割合で発生することと思います。そうした時の入金状況や残高情報は、校長、副校長がチェックすることと思いますが、口座振替が不能になったときの追加徴収の仕方、それと保護者へのアナウンス等の方法について、教えてください。

(教育総務課長)

校長・副校長は、チェックをしますが、実際の業務は事務職員や教員が行います。口座振替不能がある場合には、例えば5月分で口座振替の不能があったとすると、その分を6月分に2か月分をまとめて引落したり、6月に2か月分は難しいということであれば、不能分を半分にして、6月に1.5か月分、7月に1.5か月分という形でお支払いいただくなど、その辺りはこのシステムの中で処理が行えるようになっています。単純な金額の不足ではなく、中には支払わない方もいますが、そういった方には督促状等を送付しますが、督促状もこのシステムで発行できるようになっています。その通知は、学校からその他の書類などと含めて発送されます。

(委員)

そうすると、これまで現金徴収していたような形で、個人情報に触れる範囲の人たちがいたかと思いますが、それが今回のシステム導入により、個人情報に触れる人が増える可能性があります。そうすれば、それらの人たちに対する教育指導も十分になされるという理解で良いですか。

(教育総務課長)

当然システムを取り扱う教職員への研修は、これまで以上に行います。また、システムへアクセスするにはパスワードが必要になります。操作をするには各学校で担当者の登録が必要になるため、管理が明確になるものと考えています。

(会長)

他に何かご意見、ご質問はありますか。

(委員)

この資料では電算結合の結合先として、日本電子計算株式会社のデータセンターとなっていますが、先ほどの話から、練馬区から直接京都高度技術研究所データセンターにもアクセスできるということですか。資料3ページには、日本電子計算株式会社が講じる保護措置と京都高度技術研究所が講じる保護措置とが記載されていますが、そうすると電算結合の結合先としては日本電子計算株式会社と結合していれば京都高度技術研究所データセンターとも結合しているという考え方で良いのでしょうか。

(情報公開課長)

電算結合については、条例では、区と区の機関以外の結合を電算結

合という規定されています。この資料では、区は一度共通基盤を通じてそこから京都高度技術研究所データセンターに接続しています。この場合、区はどこと電算結合しているのかということになりますが、条例の解釈上、区と直接結合する先を結合先という考え方で、現在は取り扱いを行っているところです。先ほど情報政策課長からもありましたが、今後はこのような新しい形のものが増えてくるということで、どこを結合先として記載するかは、今後整理検討していくところですが、今回の事案においては、現行の考え方では区との結合先は、日本電子計算株式会社ということになりますので、このような表記になっています。

なお、今回の学校徴取金システムは、新規に導入するシステムであり、前回諮問を行ったのは共通基盤内に新しい教育ネットワークシステムを設置することについて電算結合の諮問を行っています。

(会 長) 電算結合の定義として、直接電算結合をすることが結合先となるということで良いですか。

(情報公開課長) 条例の規定について、現在はそのような解釈をしています。

(会 長) 他に何かご意見、ご質問はありませんか。それでは、諮問第4号については、承認でよろしいですか。

(各委員) (異議なし)

(会 長) 本日の諮問事項は以上です。長い間ありがとうございました。事務局から何かありましたらお願いいたします。

(情報公開課長) 次回の審議会は、11月中旬または1月下旬から2月上旬に開催を予定しています。日時が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。

(会 長) 以上で本日の審議회를終了します。皆様、長い間ありがとうございました。